

成長分野での販路開拓のための展示会経費を補助！

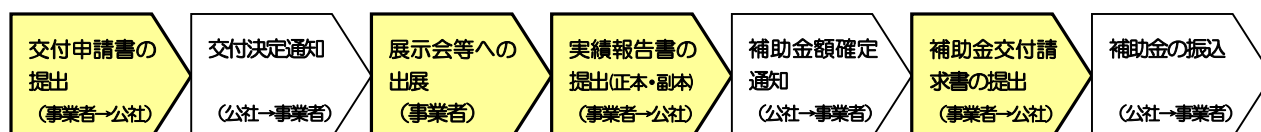
公益財団法人山形県企業振興公社では、成長分野（自動車関連、航空機関連、ロボット関連、環境・エネルギー関連、医療・福祉・健康関連、食品・農業関連）への新規参入・取引拡大を図る中小企業者が販路拡大のため展示会等に出展する際に要する経費の一部を補助します。

◆「成長分野販路開拓支援事業費補助金」概要

補助対象事業者	次のいずれにも該当すること ① 中小企業者であること（みなし大企業は除く） ② 県内に事業所（本社又は生産若しくは製造に関する事業所に限る。）を有すること ③ 製造業又は情報サービス業に属する事業を主たる事業として営む者であること
補助対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ・県内で自らが製造した部品若しくは製品又は自社が保有する製造に係る技術を、平成30年4月1日から平成31年2月28日までの間に開催される展示会等に出展する事業。 ・展示会等は県外で開催されるもの。 ・補助対象経費の合計額が200千円以上の事業に限る。 なお、同事業について国、地方公共団体及び公的団体等からの経費の負担を受けていないこと。
補助対象経費	補助対象事業にかかる次の経費 出展小間料、小間の装飾に要する費用、小間設置に係る基本工事費、備品借上げ費
補助金の額	<p>補助対象経費の2分の1以内（上限額500千円）</p> <p>※算出した額に千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 補助対象事業者1者に対し本事業で採択する事業数は、当該事業を実施する年度中、1事業までとする。 2 補助対象経費には、補助対象経費の支払いに係る振込手数料並びに消費税率及び地方消費税を含まないものとする。 3 平成31年2月28日までの間に支払いが行われたものに限る。
申請方法	原則として、展示会等が開催される日の15日前までに、所定の申請書等に必要事項を記載の上、添付資料を添えて提出してください。

当公社ホームページ(<http://www.ynet.or.jp/torihiki/hanro.html>)より補助金交付要綱(PDF)と各種様式(Word)がダウンロードできます。

◆補助金交付までの流れ



◆申し込み先・問い合わせ先

公益財団法人 山形県企業振興公社 ものづくり振興部
 〒990-8580 山形市城南町1-1-1 霞城セントラル13階
 TEL: 023-647-0662 FAX: 023-647-0666
 E-mail: torihiki@ynet.or.jp

交付を受けるための手続き・必要書類

◆ 必ず必要なもの

交付申請

展示会等が開催される日の原則 15 日前までの提出が必要です。

- 交付申請書（様式第 1 号）
- 事業計画書（様式第 2 号）
- 収支予算書（様式第 3 号）

※経費の積算根拠がわかる展示会申込書や見積書等の写しが必要です

- 展示会等の概要がわかる資料（開催要領、パンフレット等）

実績報告

展示会等への出展終了後、原則 15 日以内に正本 1 部、写し 1 部の提出が必要です。

- 実績報告書（様式第 6 号）
- 事業実績書（様式第 2 号）
- 収支決算書（様式第 3 号）
- 事業内容報告書（様式第 7 号）
- 補助対象経費の支払証拠書類（請求書や振込依頼書や通帳の写しなど）

補助金の請求

- 請求書（様式第 8 号）

補助金額の確定通知書を受領後、速やかに請求してください。

◆ 交付決定後の状況により必要なもの

変更承認申請

- 計画変更承認申請書（様式第 4 号）

交付決定後、次のいずれかに該当することとなった場合に必要となります。

- 補助対象経費の総額の 20% を超える減少が生じる経費配分を変更する場合
※補助対象経費の総額が増額となる場合は不要（交付決定後の交付申請額の増額はできません。）
- 補助対象事業の内容（事業計画）を変更する場合